

施設基準および診療報酬算定に関するお知らせ

■ 初診料・再診料について

算定項目	初診料	点数	291点
	再診料	点数	76点

■ コンタクトレンズ検査料について

算定項目	コンタクトレンズ検査料(Ⅰ)	点数	200点
------	----------------	----	------

施設基準

- ・眼科診療に関して5年以上の経験を有する医師が配置されています。
- ・厚生労働大臣が定めるコンタクトレンズ検査料に関する基準を満たしています。

■ 夜間・早朝等加算について

対象時間	平日:18時00分以降 / 土曜日:12時00分以降		
加算点数	夜間・早朝等加算	点数	50点

■ その他の算定・体制について

電子的診療情報連携体制整備加算	オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用し、更なる質の高い医療提供に努めています。
物価対応料	令和8年度、令和9年度の物価上昇に段階的に対応する点数を加算しております。
時間外対応体制加算	平日診療時間終了後の緊急の問い合わせに電話対応できるよう体制を整えております。
地域支援・医療品供給対応体制加算	後発医療品の使用を促進し、医療品の安定供給に資する体制を有しております。
一般名処方加算	後発医薬品があるお薬について、特定の医薬品名ではなく一般名(成分名)で処方を行っています。

2026年6月1日 策定
医療法人 梶浦眼科